

確認済証等の電子交付等に関するお知らせ

2025年7月吉日

平素より株式会社都市建築確認センターにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年12月27日「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第111号）」により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、**押印を不要**とする様式に改められ、令和7年4月1日より、弊社でもこちらの運用をさせていただいております。

また押印廃止により、確認済証等の電子交付が可能となりましたので、**令和7年9月1日交付分**よりダイレクトクラウドボックスを利用した電子申請につきましては、下記書類を**電子交付**とさせていただき、副本図書の電子データ保護に関する取扱いを変更させていただきます。

尚、紙面による申請につきましては従来通りに紙面にて交付いたします。

【電子交付書類】

・確認検査

確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書、
決定できない旨の通知書その他交付書類

・省エネ適合性判定

適合判定通知書、軽微変更該当証明書、
適合しない旨の通知書その他交付書類

・住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物、BELS評価

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書等、その他交付書類

※ **適合証明書等（フラット35）** および**住宅性能証明書**については、様式の変更が生じないため、これまでどおり**書面（機関印あり）**による交付のみとなります。

※ 電子申請の場合で偽造防止用紙での紙交付を希望される場合は、手数料として、**¥2200円/1通（非課税制度の場合は¥2000円/1通）**を頂戴いたします。
（住宅性能評価を除く）

また上記を希望された場合、交付書類の電子データは作成いたしません。

【電子データへの保護の取り扱いについて】

- ① 電子交付書類についてはデータ改ざん防止の為、PDFファイルにパスワードによる保護処理を行います。
- ② 対象業務の副本に関しては、他制度への図書活用を考慮し、パスワード等の保護処理を行いません。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社都市建築確認センター
代表取締役 本田 實